

広島県金融広報委員会の講師派遣制度について

生活設計、資産運用、相続・贈与、社会保障制度、消費者トラブル、金融・金融教育などについて講師派遣を【無料】で行っています。
 ※原則、講演会等実施日 1ヶ月前までに10名以上でお申込みください。
 ※実施時期は随時（平日、休日問いません）
 ※講演時間 1回あたり1時間～2時間程度
 ※講師は金融広報アドバイザーが務めます。内容によって講師の御希望を伺いますので、御相談ください。

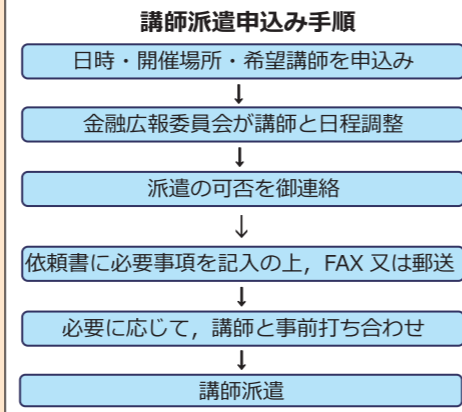
広島県金融広報委員会

〒730-0011 広島市中区基町 8-17 日本銀行広島支店内

電話：082-227-4268 FAX：082-502-0165

当委員会は、広島県、中国財務局、日本銀行広島支店、県内の金融機関などからなる中立・公正な組織です。

【講師をつとめる金融広報アドバイザー（2022年9月現在）】

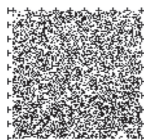


アドバイザー名	得意分野	アドバイザー名	得意分野
なかがわ 隆喜 たかよし 隆喜	・会計および税務に関する基礎知識 ・小・中学生への会計講座	いそぎき 紀夫 磯崎 紀夫	・ライフプラン（生活設計）と保険設計 ・ライフキャリア（生活・仕事）設計 ・相続・贈与の基礎知識
まつい 智成 ともなり 智成	・有価証券報告書の読み方 ・身近な税金について ・会計・経理の基礎知識	くらはし 孝博 たかひろ 孝博	・つみたてNISA やイデコなどの資産運用 ・キャッシュレス決済の基本事項 ・相続・贈与の基礎知識 ・年金・介護・医療などの社会保障制度
いにいたに 素子 もとこ 素子	・税金に関する基礎知識 ・税金の計算のしくみ ・帳簿と税金について	まつおか 邦泰 くにやす 邦泰	・幼少期からのしつけと金銭教育 ・児童、生徒の金銭教育 ・くらしと金融の基礎知識
おおくぼ 隼 はやと 隼	・相続および相続税に関する基礎知識 ・相続で揉めないための対策	かわむら 佐和子 さわこ 佐和子	・消費者トラブル最新情報 ・「参加型」消費者トラブル対策講座 ・賢い「子ども消費者」になろう！
さとう 健次 けんじ 健次	・ライフプラン（生活設計） ・リタイアメントプランニング（退職後の年金、医療等生活プラン全般） ・老後の財産管理（成年後見制度の普及等）	みかみ 貴久美 きくみ 貴久美	・ライフプランとキャリアプラン（生活設計と働き方） ・リタイアメントプラン（年金・保険など） ・子どもへの金銭教育
かじもと 利恵 りえ 利恵	・生活設計・資金計画の立て方 ・生活設計における保険設計の基本 ・金融経済の基礎知識	たなか 美恵子 みえこ 美恵子	・悪質商法の事例と対策について ・消費者トラブルに遭わないために ・食品ロス削減と金銭教育

ご相談は全国共通電話（消費者ホットライン） ☎188（いやや）へお気軽に！

お住まいの市町の消費生活相談窓口もご利用いただけます。

市 町	電話番号	相談日※	相談時間※	市 町	電話番号	相談日※	相談時間※
広島市	082-225-3300	火を除く毎日 (祝日も対応)	10:00~19:00	安芸高田市	0826-42-1143	火	9:30~16:30
呉市	0823-25-3218	月~金	8:30~16:30	江田島市	0823-43-1843	月~金 ※金曜日は9:00~15:00	9:00~16:00
竹原市	0846-22-6965	月~金	10:00~16:00	府中町	082-286-3128	月~金	9:00~16:00
三原市	0848-67-6410	月~金	9:00~16:00	海田町	082-823-9219	木	9:30~16:00
尾道市	0848-37-4848	月~金	9:00~17:00	熊野町	082-820-5636	月~金	10:00~16:00
福山市	084-928-1188	月~金	8:30~16:30	※月曜日と水曜日以外は相談員不在			
府中市	0847-43-7106	月・火・木・金	10:00~16:00	坂町	082-820-1535	木	9:00~16:00
三次市	0824-62-6222	月~金	9:00~16:00	安芸太田町	0826-28-1973	月~金	9:00~16:00
※水曜日は相談員不在				北広島町	0826-72-5571	木	10:00~16:00
庄原市	0824-73-1228	月~金	9:00~16:00	大崎上島町	0846-65-3123	奇数月の第1金	10:00~15:00
大竹市	0827-57-3236	火・金	9:00~16:00	※町の相談日以外の日は、竹原市の窓口にご相談できます。			
東広島市	082-421-7189	月~金	9:30~16:30	世羅町	0847-22-1111(代)	月~金	10:00~16:00
廿日市市	0829-31-1841	月~金	9:00~16:00	神石高原町	0847-89-3088	月~金	9:00~16:00
※祝日・年末年始（広島市は年末年始）は休みです。また、昼休憩があります。							



【広島県生活センター】 ☎082-223-6111 広島県庁農林庁舎1階（広島市中区基町 10-52）
 相談受付：月曜日～金曜日（祝日、年末年始を除く） 9:00～17:00
 メール相談は24時間受付中 ⇒ [相談してムーチョ](#)で検索

◆この情報紙に関する問い合わせ先 広島県 消費生活課 消費政策グループ ☎082-513-2730



ひろしま スクエア

No.53 (2022年9月発行)

発行：広島県生活センター
(環境県民局消費生活課)

○広島県内の消費生活相談状況について

令和3年度に県内の消費生活相談窓口で受け付けた消費生活相談は24,298件で、前年度(26,403件)より2,105件減少し、この10年間で最も少ない水準となりました。

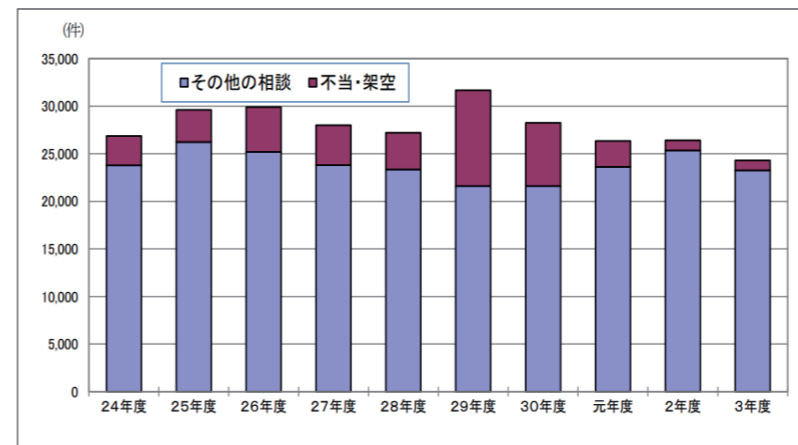
商品・役務別で前年度と比較すると、3位の「化粧品」(意図しない定期購入等)、4位の「役務その他」(火災保険を使った家の修理等)、5位の「インターネット通信サービス」(訪問販売による光回線の勧誘等)が増加しています。

○成年年齢引き下げについて

民法改正により、令和4年4月から成年年齢が20歳から18歳に引き下げられました。

成人になると、親の同意を得なくても自分の意思で契約ができるようになる一方、未成年者取消権が使えなくなります。18歳、19歳を含む若者に多い消費者トラブルについて知り、被害を未然に防ぎましょう。詳しくは中面で⇒

【広島県消費生活相談件数の推移】



【商品・役務別相談件数トップ5】 ※不当請求・架空請求を除く

順位	区分	件数	相談
1位	商品一般	1,530	不審なメール・SMS、個人情報聞き出そうとする電話等
2位	不動産賃借	1,116	敷金の返還、借家の明け渡し、修理代、保証金等
3位	化粧品	1,056	基礎化粧品、シャンプーの定期購入が解約できない等
4位	役務その他	856	質問サイト、占いサイト、火災保険申請の代行等
5位	インターネット通信サービス	847	光回線変更の勧誘等

消費者トラブルの相談がいつでもどこでも！

消費者トラブル事例検索

広島県生活センターに寄せられた相談事例を中心に紹介しています。

消費生活について困ったことがあったら、まずは相談！

広島県消費者啓発サイトでは、「よくある相談事例」を掲載しています。サイト内で「メール相談」も可能です。ぜひ、ご活用ください！

よくある相談事例

メール相談

Twitter Facebook

広島県消費者啓発キャラクター「ナツキー&ネイリー」のSNS

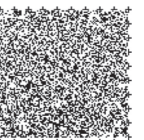
目次

新成人に知ってほしい、若者の消費トラブルについて … 2～3
 広島県金融広報委員会の講師派遣制度、相談窓口 … 4

協力：広島県金融広報委員会（日本銀行広島支店内）

これは音声コードです。

目の不自由な方への情報提供を目的に作られたものです。この音声コードを、活字文書読み上げ装置で読み取らせると、音声で読み上げます。



新成人に知ってほしい、若者の消費者トラブルについて

理美容に関するトラブル

消費者トラブルとは？

消費者トラブルとは、商品の購入やサービスの契約の際、「断っても強引に勧誘された」、「通販で注文した商品が届かない」などの事業者とのトラブルや、「製品を使ってケガをした」などの製品事故を指します。

若者に多い消費者トラブルについて

成年年齢が引き下げられた令和4年4月以降、若者からの相談を見てみると、「脱毛エステ」などの理美容に関するトラブルが多く寄せられています。

また、「簡単に高収入が得られる」などと誘い、そのために必要な教材やサポートの契約を勧める内職・副業に関する相談も増加しています。

成人になると、親の同意がなくても自分一人で契約できるようになりますが、契約の責任を負うのも自分自身になります。

トラブルを防ぐためには、契約をする前によく考えて、迷った時やおかしいなと思った時は、契約をしないようにすることが大切です。

【広島県内の若者層（18歳～29歳）の相談内容トップ5】

順位	区分	件数	主な内容
1位	理美容	53	脱毛エステの解約、返金 など
2位	内職・副業	40	サイドビジネス商法の契約・解約 など
3位	集合住宅	37	賃貸アパートの解約、修理代 など
4位	融資サービス	22	フリーローン・サラ金、多重債務 など
5位	商品一般	19	不審なメール、アカウントの乗っ取り など

※令和4年4月～7月までの速報値

【事例紹介】

インターネットで「全身脱毛お試しキャンペーン中」という広告を見て、興味を持ち、エステサロンに行った。お試しのつもりだったが、高いコースを何度も勧められて、断り切れず、全身脱毛とエステで使用するローションの合計300,000円の契約をしてしまった。

支払いはクレジットカードで分割払い、頭金で5,000円支払った。契約を後悔しているので、クーリング・オフしたい。
(18歳 女性)



トラブルに遭わないために

○強引に勧められても「契約しない」ときっぱり断りましょう

長時間にわたりしつこく勧誘を行う悪質な事業者もいます。お試しのつもりで通う意思がない場合は、きっぱりと断りましょう。また、高額なコースを「収入をごまかして、ローンを組めば大丈夫」と勧められるケースもあります。その場で即決せず、不安な時は家族に相談しましょう。

○契約内容がクーリング・オフの対象か確認しましょう。

エステについては、「利用期間が1か月を超え、総額が50,000円を超える場合」には、特定継続的役務提供として特定商取引法が適用されます。契約書面の受けとりから8日間は、クーリング・オフができます。また、契約期間内であれば、理由を問わず、所定の費用を支払うことで中途解約ができ、清算して支払い過ぎの金額がある場合は、返金してもらうことができます。

内職・副業に関するトラブル

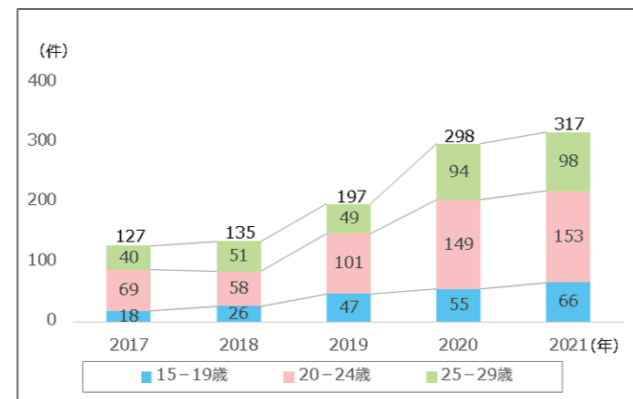
若者の SNS 関連の相談が増加しています

ツイッター、インスタグラム、TikTokなどのSNSは、便利なコミュニケーションツールとして若年層の利用が拡大している中、広島県内におけるSNSをきっかけとした若者からの消費生活相談件数は、4年間で約2.5倍に増加しています。

SNS上では、同じ話題に興味を持つ人同士が、つながりを持ちやすく、相手に対して親近感が生まれることによって、相手への警戒心が低くなる傾向にあります。

特に、18歳、19歳の新成人においては、社会経験が乏しく、SNSのメッセージのやりとりを通じて、仲良くなった人から「怪しい儲け話の勧誘をされた」などのトラブルに遭う場合があるため、注意が必要です。

【広島県内の若者の SNS 関連の消費生活相談件数の推移(年齢区分別)】



【事例紹介】

SNSで副業を探していたら、「1日15分、文章をコピーして貼り付けるだけで、1万円稼げる」という業者の広告を見つけ、申し込みをした。

その際に、テキスト代100,000円をクレジットカードで支払った。

やってみたが、テキストの内容どおり稼げないので解約したい。

購入したテキスト代を返金してほしい。
(19歳 女性)



トラブルに遭わないために

○楽しもうかる話は、ありません。

副業や投資等で高額収入を得るためのノウハウなどと称し、PDFファイル等の様々な形式で販売されているテキストなどを情報商材と言います。

情報商材は契約前には事前に内容が分からないため、実際に購入したら、価値のない情報だったり、実行するのが難しい内容だったという場合もあります。「簡単にもうかる」といった甘い言葉をうのみにしないようにしましょう。

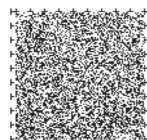
○借金をしてまで、契約しないようにしましょう。

クレジットカード決済は、カード会社が先に立替払いをして、後から消費者が支払う料金後払い制度で、いわゆる借金と同じです。

不安がある場合には、契約する前にお近くの消費生活相談窓口にご相談しましょう。

消費者ホットライン「188」番について

消費者トラブルに遭ってしまった、でも、どこに相談すればいいかわからない、そんな時は、電話で「188」を押してください。続けて「1」を押して、お住まいの郵便番号を入力すると、最寄りの消費生活相談窓口につながります。年末年始（12月29日～1月3日）を除いて、原則、毎日利用できます。「いやや！の188番」と覚えておきましょう。



契約や買い物で困ったときは、すぐに消費者ホットライン（☎188）にご相談ください。

